







社会福祉法人 佐伯民生福祉会

みなと保育園

TEL 0972-22-5399

FAX 0972-22-5336



目 次

みなと保育園概要	•	• •	1
入園にあたって 保育理念・保育方針・保育目標	•	• •	2
保育標準時間・保育短時間	•		2~3
利用者負担金	•		3~5
福祉サービス等改善向上委員名簿及び相談日	•		6
年間行事予定	•		7
一日の生活の流れ	•		8
持ち物について	•		9~10
登園・降園・衣類・しつけ・その他	•		11
健康【与薬】【食物アレルギー】	•		12
保育園の感染症について 医師が記入した意見書が必要な感染症 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症 意見書(医師記入)、登園届(保護者記入)の様式	•	• •	13 14 15
みなと保育園平面図	•	• •	16
非常時(火事・地震・津波)の避難場所・台風接近時の対応について	•	• •	17
避難場所地図	• (18







所 在 地 〒876-0811

佐伯市鶴谷町1丁目5番15号

TEL 22-5399 FAX 22-5336

E-mail minato1641@saiki.tv

HPアドレス http://minsei.saiki.jp/minato

(写真など掲載しては困るという方は、お申し出ください。)

2 2 7 2/

設置経営者 社会福祉法人 佐伯民生福祉会

設置年月 昭和46年4月1日

現園舎開園 平成19年3月5日

施設の規模 敷地面積 1,369.61㎡

延床面積 707.87㎡

定 員 90名

受入年齢 6ヵ月~小学校就学前まで

クラス編成

-	年 令	クラス名	年 令	クラス名
0	歳児	もも	3 歳 児	れもん
1	歳児	いちご	4 歳 児	りんご
2	歳児	ぶどう	5 歳 児	めろん

職員

園 長	1名	主任保育士	1名	保育士	15名
看護師	1名	調理員	3名	合 計	21名

※保育士は、国の基準以上の人数を確保しています。

※嘱託医は、内科(すどクリニック)・歯科(脇田歯科医院)です。





子どもの集団生活の第一歩は、まず保育士との出会いからはじまります。

そして保育士への信頼感にもとづいてまず安定した気分を持たせながら集団生活の楽しさを体験していきます。友達を求める子どもの欲求と、集団の中で子どもを育てたいという親の願いを軸にして、児童の集団生活は展開されます。そして一人一人の能力を最大限に発揮させ、自立と正しい仲間関係を育て上げることがねらいです。そのためには家庭生活でお家の方達の協力がなければ良い子育てはできません。担任の保育士と連絡を密にし、家庭と保育園が協力して子育てをしましょう。

保育理念

子ども一人ひとりを大切にし、保護者からも 信頼され、地域に愛される保育園をめざす

保育方針

・豊かな人間性をもった子どもを育てる

保育の目標

- ・たくましい子どもに育つように
- ・明るい子どもに育つように
- ・やさしい子どもに育つように

■保育時間等

【保育標準時間】認定児

通常保育 7 時 00 分~18 時 00 分 延長保育 18 時 00 分~18 時 30 分

- ※勤務時間の都合等で 18 時 00 分~18 時 30 分まで保育の必要な方は、延長保育申込書(勤務時間の証明)が必要ですので申し出てください。
- ※18 時 00 分~18 時 30 分の延長保育を利用される方は、料金 200 円が必要です。



【保育短時間】認定児

通常保育 9時00分~17時00分 サービス保育 8時30分~9時00分

延長保育 7時00分~8時30分・17時00分~18時30分

- ※勤務時間の都合等で延長保育の必要な方は、延長保育申込書(勤務時間の証明)が 必要ですので申し出てください。
- ※延長保育を利用される方は、30分毎に200円の料金が必要です。

例 1日1時間(例17時00分~17時50分)利用された場合は、400円必要

7:0	0 8:3	0 9:0)	17:00	18:30
月~土	延長保育	サー ビス			延長保育

通常保育時間

■休園日 日曜日、国民の祝日及び国民の休日、年末年始(12月 30日~1月4日)

■利用者負担金

(1)特定教育・保育の提供に要する利用者負担金 (実費分)

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
帽子代	クラス色わけの帽子	園負担額分を除く実費
写真代	個人で希望した写真	写真代実費
遠足に係る交通費	公共交通機関(電車、バス等) その他移動手段に要する経費	実際に要した経費(実費)
給食費	3歳以上児給食費 ※3歳以上児クラスの園児のうち、お住まいの市町村で給食費が免除されている方以外が対象です。請求書は月末締めで作成し、次月初めにお渡しします。毎月10日の朝登園の際に現金でお支払いください。(10日が土・日・祝の場合は次の開園日) 減額の対象 ・月途中で退園する場合給食日×200円で日割り計算する。・前月20日までに休みを申し出た場合(給食停止申出書を届け出る。)で、連続した5日(開園日)以上の休みの場合、日割り計算する。減額の対象外 ・土曜日を恒常的に休む場合、減額を行わない。・弁当日、病休、臨時休園等は、減額を行わない。	月額 5,000 円 / 一人

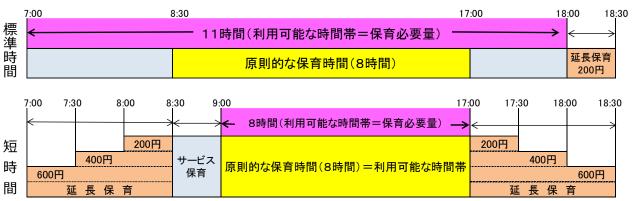
(2)時間外保育に係る利用者負担金

- ※請求書は月末締めで作成し、次月初めにお渡しします。毎月 10 日の朝登園の際に 現金でお支払いください。 (10 日が土・日・祝の場合は次の開園日)
 - ①保育標準時間認定に係る時間外保育料

月単位の場合 2,000円

日単位の場合 18 時から 18 時 3 0 分まで 2 0 0 円

- ②保育短時間認定に係る時間外保育料
 - ア. 7時から8時30分まで利用した場合 ①30分以内は200円
 - ②30分を超えた場合 400円、③1時間を超えた場合 600円
 - イ. 17 時から 18 時 30 分まで利用した場合 ① 3 0 分以内は 2 0 0 円
 - ②30分を超えた場合 400円、③1時間を超えた場合 600円



※サービス保育については、利用料金は無料とする。

(3)災害共済(スポーツ保険)掛金

保育園の管理下においての園児のケガなど不慮の災害に備えて、本園は独立行政 法人日本スポーツ振興センターと災害共済契約を結んでいます。

掛金 240円(年額)

①災害共済給付制度

日本スポーツ振興センターと保育園の設置者との契約により災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金)を行うもので、その費用は国・設置者・保護者で負担する互助共済制度となっています。

- ②給付の対象となる災害の範囲
 - ア.その原因である事由が保育園の管理下で生じた負傷及び疾病で、療養に要する 費用の額が 5,000 円(初診から治癒までの総医療費が 500 点)以上のもの 自己負担が 2 割の場合、請求額が 1,000 円以上の場合が対象です。
 - ※対象となる場合は、災害給付制度が優先されますので「さいきっ子医療費助成制度」 は利用しないでください。 点数が 500 点以下など、対象とならない場合は「さいきっ子医療費助成制度」が利用できます。
 - イ.アによる負傷及び疾病が治った後に残った障害で、その程度により1級から 14級に区分される区分されるもの
 - ウ.学校の管理下の事由による死亡及びアに直接起因する死亡

- ③保育園の管理下となる範囲
 - ア.保育園における保育中(園外保育も含む)
 - イ.登園・降園中
- 4給付金額について
 - ア.医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10 ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得額により限度額が異なる)に療養に要する費用の額の 1/10 を加算した額
 - イ.入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
 - ウ.障害見舞金 3,770万円~82万円(ただし登降園中は半額)
 - 工.死亡見舞金 2,800 万円 (ただし登降園中及び突然死は半額)
- ⑤支給期間 初診から最長 10 年間
- ⑥請求期限 給付事由が生じた日から2年間
- ※上記共済制度への加入については、保護者の同意が必要です。(同意書提出)

■そ の 他

★ 子育て相談

・子育てについての悩み、相談はいつでもお受けします。

★ 福祉サービス相談

- 毎月第3水曜日に『福祉サービス相談』を行っています。
- ・ 毎月の園だよりで日時、場所をお知らせしています。ご利用下さい。

★ 緊急保育

- ・入園児以外の子どもさんの緊急保育(一時預かり事業)を行っています。困っている方が近所にいましたら声をかけてあげて下さい。
- ★ ホームページや園だよりに写真などを掲載することがあります。
- ★ 入園後下記のような事由が発生したときは、園と市役所に連絡して下さい。
 - 就職または転職、離職したとき
 - ・ 入所理由に変更があった時
 - ・ 住所、電話番号など連絡先に変更があったとき
 - ・ 家庭状況に変動があったとき(出生・結婚・離婚等)
 - ・ 生活保護の開始・廃止があったとき
 - ・ その他申込書の記載事項に変更があったとき

【連絡先:佐伯市役所こども福祉課こども福祉係 TEL0972-22-3972(直通)】

888 888 888 888 888 888 888 888 888 888 888 888 888 888

令和 4 年度 佐伯民生福祉会 福祉サービス等改善向上委員名簿及び相談日

お客さん相談日

※毎月第3水曜日(16:00~17:00)

	氏	名		場所	月	月	月	月
宮	原	恭	子	佐伯保育園	2022.4	2022.9	2023.2	2023.7
郷	司	厚	子	長島保育園	2022.5	2022.10	2023.3	2023.8
吉	田	節	治	みなみ保育園	2022.6	2022.11	2023.4	2023.9
I	藤	照	正	みなと保育園	2022.7	2022.12	2023.5	2023.10
	田	周	Ξ	八幡保育園	2022.8	2023.1	2023.6	2023.11



相談委員、苦情解決責任者及び苦情受付担当者名簿

	相	談委	員		電話	苦情解決責任者 苦情受付担当	者	電話
みなみ保育園	吉	田	節	治	22-8613	小野正司河合良	子	23-0567
みなと保育園	エ	藤	照	正	22-4690	小川哲弘丸山容	子	22-5399
八幡保育園	=	田	周	Ξ	29-2005	三輪芳嗣高橋喜美	代	27-7661
佐伯保育園	宮	原	恭	子	22-8472	久保田 与治郎 田 原 尚	美	22-0644
長島保育園	郷	司	厚	子	22-7916	後藤裕司石田紀	子	24-0522

※苦情解決責任者・苦情受付担当者は、4/1 付けで異動がある場合があります。

888 888 888 888 888 888 気軽にご相談ください。





年間行事予定



◎印は、保護者参加の行事です。

- ◇ お誕生会、お弁当日、避難訓練は、毎月行います。
- ◇ 毎月末に「園だよりと献立表」を発行します。
- ◇ えほんの森グループの方が月に1度程、読み聞かせに来てくれます。

◎ 卒園式(保護者の参加は、5歳児〔めろん組〕のみ)

- ◇ その他 ★チャイルドクッキング (年長児)
- ◇ 年によって行事に多少変更があります。



時間	子 ど も の 活 動
7:00	・朝早いお仕事の方のために早番の保育士がいます。
1	・ぶどう組の部屋でみんなを待ちます。
8:30	順次登園 (各自 自分のクラスに行きます。)
9:00	おやつ (3歳未満児のみおやつ)
\	各クラスで色々な活動をします。
	・お散歩、製作、外遊び他楽しい遊びがいつぱい!!
11:00	昼食
1	
12:30	昼 寝・汚れた服は、着替えて寝ます。
1	
14:45	目覚め
15:00	おやつ・全員おやつを食べます。
16:00	・遊びながらお迎えを待ちます。
1	順次降園
17:00	・ぶどう組の部屋に集まり、お迎えを待ちます。
1	
17:30	
	※18 時以降のお迎えを希望する方は、勤務時間の証明書が
18:30	必要です。(詳しくは 2~3 ページをご覧下さい)

(年齢や季節により、多少時間帯が変わります。)

(持ち物)

毎日持ってくるもの

★印は、保育士の指示により用意してください。

全年齢共通のもの	クラス	クラス別に準備するもの
	クラス	
●入園当初必要なもの(記名してください。)・ビニール袋(L~大) 1袋 100 枚入・箱ティッシュ 1箱	も も組 (0歳児)	・オムツ 5枚~7枚 ・食事用エプロン 2枚 ★ほ乳瓶またはマグマグ
Maria Cara Cara Cara Cara Cara Cara Cara	いちご組 (1歳児)	・パンツ式オムツ 5枚~7枚 ・体ふきタオル(プラス2枚=計4 枚) ★食事用エプロン
※下記のものを毎日かばんに入れてお持ちください。・連絡帳・手ふきタオル(写真①)・汚れ物入れ袋(スーパーの袋で可)・体ふきタオル(2枚)	ぶどう組 (2歳児)	・パンツ式オムツ 3枚~5枚 ★パンツ 2枚~3枚
・14か3 タイル (2 枚) ※体ふきと書き、名前も記入 体ふき 本子	れもん組 (3歳児)	★コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入 り)
・着替え ・下着(パンツ・シャツ)枚程度 ・上着枚程度 ・ズボン枚程度	りんご、 めろん組 (4・5歳児)	・コップ、歯ブラシ(キンチャク袋入 り)

○こぐま号の絵本を入れる袋

名前を大きく書いてください。

A4 がすっぽり 入るサイズ

3 0 c m

こぐま号の本は、月に2回借りることができます。

40 cm

お昼寝ができるようになったら

・寝具・・・敷布団(ベビー布団で良いです)毛布、タオルケット

季節に合ったもの

- (名前は、大きく書いてください)
- ・布団は、週末に持ち帰り、シーツは洗い、布団一式は日光消毒をしましょう。
- ・途中、おねしょなどでシーツが汚れた時は、持って帰って洗って頂きます。 (シーツ交換は保護者の方にお願いします。)

※シーツは、チャック式かヒモで結ぶタイプがよいです。



90 . 60 . 90 . 60 . 90 . 60 . 90 . 60 . 90 . 60

タオルはこのようにして下さい





- 手ふきタオルは記名してひもをつけて下さい。(ゴムはのびるので避けてください。)
- 体ふきタオルは、大便、小便等で汚したら シャワーで洗った後にふくタオルです。タオルには記名して「体ふき」と書いておい てください。
- ※体ふきタオルは、フェイスタオル程度の大きさ
- ☆ かばん → ぶどう・れもん・りんご・めろん組の着替えを入れてくるかばんは、 子ども達が着替えの出し入れをしますので、出し入れしやすいかばんにしてあげて下さい。
- ☆ **カラー帽子**→ 週末に持ち帰り洗って下さい。(子どもがわかるようにワッペンまたはししゅうなどのマークをつけてあげてください。)
- ☆ **く つ** → サイズの合った子どもが履きやすいもの。週末は必ず洗ってください。
- ☆ 完全給食 → 完全給食です。
- ☆ 持ち物にはきちんと名前を記入してください。
- ☆ 落し物で名前のない物は数日間展示し、持ち主がない場合は園の共同物にします。

登園・降園

- (1)登園した時は、玄関のタッチパネルで打刻し、確実に保育士に お子さんを受け渡してください。
 - ☆ 8時半までは早番保育士が、ぶどう組の部屋にいます。 それ以降は各部屋へ連れて行ってください。
 - ☆ お迎えの時も必ず保育士に声をかけて帰ってください。
 - ☆ お迎えの時も玄関のタッチパネルで打刻してください。タッチパネルの打刻時間で延長保育料が発生しますので、注意してください。
 - ☆ お迎えは各部屋まで来てください。(17時以降はぶどう組の部屋にいます。)
- (2) 都合で迎えの人が変わる時(保護者以外の人の時)は、保育園に連絡をして下さい。
- (3) **玄関のドア→出入り後は、必ず保護者の方が鍵をかけて下さい。**(他の子どもが一緒に出入りすることがありますので、注意してください。)

衣 類

- (1) 服装の指定はありません。動きやすく子どもが着脱しやすいものを着せてください。
- (2) **衣類には必ず記名してください。(靴下、下着にも)** 兄弟の小さくなった服等を着られる時は、必ず名前を書き直してください。

しつけ

- (1)子どもが自分でできることはさせましょう。
 - ☆ 個々の発達に応じたもの(衣服の着脱・排泄・食事など)
- (2)後片付けのできる子にしましょう。
 - ☆ 遊んだ後のおもちゃ・脱いだ服・靴など
- (3) みんなが使う場所、物は大切にしましょう。
 - ☆ おもちゃ・つくえ・いす・遊具など
- (4) 朝の身支度はきちんとしましょう。
 - ☆ 顔を洗う (乳児は顔を拭く)・歯をみがく・髪をとかす
 - ☆ 朝、排便をさせる習慣をつけましょう。
- (5) おもちゃ・おかし類は持ってこないでください。

その他

- (1) 月に一度お弁当日があります。愛情いっぱいのお弁当を作ってあげてください。 (はし・スプーン・フォーク・子どもにあったものを入れてください。)
- (2) 連絡帳 ⇒ 毎日の様子を知らせします。見たらサインをしてください。
- (3) 雑費袋(給食費等)は、必ず保育士、又は園長に手渡してください。
 - ※ 平日の午前中のみ受けとります。
- (4)朝食は、毎日きちんと食べましょう。









- (1) 歯科検診(脇田歯科医院)、内科健診(すどクリニック)を年2回行っています。
- (2) 保育園は集団生活の場であり、病気にかかる機会も多くなります。 公費で受けられる期間が来たら早めに予防接種を受けましょう。 なお、接種後当日の登園はお控えください。
- (3) 保育園での与薬について
 - ・誤薬を防ぐため園での与薬は行いませんが、病気によって与薬が必要な方は、医師 の指示書と薬剤情報提供書が必要です。園においてある与薬依頼書には、保護者の 方が記入して提出して下さい。(印鑑がいります)
 - ・点眼薬や塗り薬については、医師の指示書はいりませんので薬剤情報提供書と与薬 依頼書を提出して下さい。
- (4) 食物アレルギーについて
 - ・食物アレルギーがあり除去食が必要な子どもさんは、除去食依頼書が必要です。 (依頼書は保育園にありますので申し出て下さい。詳しくは担任に相談下さい。)
- (5) アタマジラミについて
 - ・園でアタマジラミらしきものを発見した場合は、蔓延防止対策を早急にとるために 保健所へ持って行き調べてもらう事もあります。ご了承ください。
- (6) つめを切りましょう。
 - ・伸びたつめでお友達をひっかくことが多いので、まめにつめ切りを行ってあげて ください。
- (7) フッ素洗口について
 - 4歳になったら希望者のみフッ素洗口を行っています。
 - ※虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童虐待の防止に関する法律第6条により 保育園には通告義務がありますので、関係機関に通告しますことをご承知ください。

お願い

(1) 具合の悪いときは、休ませてください。

(休みの連絡は9時までに入れて下さい。)

- (2) 原則的に37.5℃以上の熱があるときで、いつもと様子が違い心配な時 (元気がない、食欲がない、顔色が悪いなど) に電話連絡いたします。 ☆お子さんの今の様子を保護者の皆さんにお知らせする電話連絡です。 ☆お子さんの体調がご心配なときは、いつでも園に電話をかけてください。
- (3) 次の場合は、お迎えをお願いします。
 - ☆ 38℃以上の発熱のとき ☆ 嘔吐、下痢が続くとき

☆ ひきつけたとき

- ☆ 伝染病の疑いがあるとき
- ☆ その他、保育園がお迎えを必要と判断した時
- (4) お子さんが園で緊急を要するケガや体調不良の場合は、保護者に連絡をいれ、園か ら直接病院受診する場合があります。その場合、保護者の方は病院に来てください。 保護者の方と連絡がとれない場合でも、園の判断で病院受診することがあります。 また万が一保護者の方と連絡がとれない場合、病院への到着が遅くなる場合は、検 査や処置等は医師の指示に従います。

保育園の感染症について

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際に、医師が記入した意見書(別紙様式)を保育園に提出してください。



*医師が記入した意見書(別紙様式)が必要な感染症

		(別城保工) が必要な窓来症	
感染症名		感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん(はしか)		発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ		症状が有る期間(発症前 24 時間 から発病後 3 日程度までが最も 感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日経過していること
風しん		発しん出現の7日前から7日後 くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)		発しん出現 1〜2 日前から痂皮 (かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化してい ること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)		発症3日前から耳下腺腫脹後 4日	耳下腺、質下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結 核		_	医師により感染の恐れがないと認められてい ること
www.cottonskap 咽頭結膜熱 (プール熱)	アデノウイ	発熱、充血等の症状が出現した 数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日 経過していること
流行性角結膜炎	症ルス	充血、目やに等の症状が出現し た 数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日竣		抗菌薬を服用しない場合、咳出 現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感 (O157、O26、C 等)		_	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎		_	医師により感染の恐れがないと認められてい ること
侵襲性髄膜炎菌感染 (髄膜炎菌性髄膜炎		_	医師により感染の恐れがないと認められてい ること

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 参照】

★同居の方も上記の感染症と診断された場合は、保育園に必ずお知らせください。 なお、感染者の園内への立ち入りは禁止です。送迎者が感染している場合は、玄関外で受け渡ししますので、園に着いたら電話してください。 保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

*医師の診断を受け、保護者が記入する登園届(別紙様式)が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	適切な抗菌薬治療を開始する前と開	抗菌薬内服後 24~48 時間を経過
· / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	始後1日間	していること
 マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開	発熱や激しい咳が治まっているこ
マーコン ラハマがり	始後数日間	۲
 手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症し	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響
于足口的	た数日間	がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑	 発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
(りんご病)	光しん山境前の1週间	主分仏部が及いこと
ウイルス性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後1週間	 ass 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普
(ノロウイルス、ロタウイル	(量は減少していくが数週間ウイル	一般の食事がとれること
ス、アデノウイルス等)	スを排泄しているので注意が必要)	大の民事がこれること
	急性期の数日間(便の中に1か月程	 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響
ヘルパンギーナ	度ウイルスを排泄しているので注意	がなく、普段の食事がとれること
	が必要)	がなく、自我の民事がこれでして
 RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が
N3 プリルへ総未加	『中央報告 100000000000000000000000000000000000	良いこと
帯状疱しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化(かさぶ
市1人/担しん	小地で形成している国	た) していること
カズ州女! /		解熱し機嫌が良く全身状態が良い
突発性発しん 		こと

[※]感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(一)としている。

【2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン 参照】

★上記の感染症と診断された場合は、保育園に必ずお知らせください。

*状態によっては登園を遠慮するようお願いする場合もある感染症

感染症名	登園の条件等
アタマジラミ症	駆除を開始していること
伝染性軟属腫 (水いぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆すること
伝染性膿痂しん (とびひ)	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること
単純ヘルペスウイルス感染症	口唇へルペスのみで、全身状態が保たれているのであれば、マスクなどを して登園可能

【2018年7月改訂版 学校、幼稚園、保育所において予防するべき感染症の解説 参照】

(日 %	月日生													a	をできるだけ防ぐこ 見書の記入をお願い 支障がないと判断さ 支障がないと判断さ
	見書		世	(様した) (はしか) インコミナンギ	画した	水痘 (水ぼうそう)	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 結核	咽頭結膜熱 (プール熱)	流行性角結膜炎	百日咳	賜管出血性大腸菌感染症(0157、026、0111等)	急性出血性結膜炎	侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	記状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。	月 日から登園可能と判断します。	M 寄 A A A A A A A A A A A A A A A A A A	の皆様へ が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行: の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意 へ ついて、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に: する際には、この「意見書」を保育国に提出して下さい。

	및	年 月 日生				日受診) において 年 月 日より	9 B	発症や流行をできるだけ については、整国のめや ます。
登 園 届 (保護者記入)	保育園長 様		(該当疾患に囚をお願いします) 溶建園感染症 マイコブラズマ肺炎 手足口病	伝染性形成(ひんご称) ウイルス体腫器炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アアノウイルス等) トレバンギーナ	R S ウイルス感染症 帯状態しん 楽器性発しん その他 ()	(年月集団生活に支障がない状態と判断されましたので	保護者名	※保護者の皆様へ 保育国は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ 防ぐことで、一人一人の子どもが一日快過に生活できるよう、上記の感染症については、聲園のめや すを参考に、がかりつけ医の診断に従い、聲国国の記入及び提出をお願いします。
	陈		(商名)			(医瘀機閃名) 病状が回復し、集団3	段圏いたします。	*保護者の皆様へ 保育国は、乳幼児が対 防ぐことで、一人一」 すを参考に、かかりご

※サイズは各 A4 判です。用紙は事務室に置いています。またホームページからもダウンロードできます。 アドレス http://minsei.saiki.jp/



一方通行



中

Ш

非常時(火事・地震)の避難場所です!

火災・地震が発生し保育園からの避難が必要になった時の避難場所です。 下記のことをよく把握しておいて下さい。

火事・地震の時

─☆ 濃霞グラウンド

津波警報がでたとき

┌──\ 濃霞山公園

(避難勧告)

台風接近時の対応について

警報が発令されている場合

◎お子様の安全を第一に考え、保護者が在宅可能な場合は、家庭保育に ご協力をお願いいたします。

登園してから警報が発令された場合

- ◎気象状況や道路交通の状況を考慮し、早めにお迎えに来ていただきますようご協力をお願いいたします。
- ◎登園後、気象状況等により保育を中止する場合は、電話でお知らせいたします。

避難勧告・避難指示が発令された場合

- ◎開園前にこの地域で警戒レベル4(勧告等)が発令された場合は、保育園は休園いたします。保育中に「勧告等」発令された場合は、閉園しますので、「お迎え」をお願いします。その場合はご連絡いたします。
 - ※職員の携帯電話から連絡することもありますので対応をお願いいたします。

津波警報警報発令時に保育園からの避難が必要に なった時の避難場所地図

避難場所⇒濃霞山公園



みなと保育園

₹876-0811

佐伯市鶴谷町1丁目5番15号

TEL 22-5399 FAX 22-5336

E-mail minato1641@saiki.tv

HP アドレス http://minsei.saiki.jp/minato

(2022.4.1)